様式第２号（第６条関係）

同　　意　　書

１　申請書類の内容は全て事実です。虚偽が判明した場合又は補助金の対象者の要件に該当しない状況となった場合は、補助金の返還に応じます。

２　別府市会社設立支援補助金交付要綱第３条第５号に規定する要件（市税を完納していること。）を確認するため、当該申請に関する事務の担当者又は当該事務に係る関係資料を所管する担当者が、市税の関係資料を閲覧することについて同意します。

３　別府市から確認又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。

４　暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）、同条第２号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）ではありません。

年　　　月　　　日

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印